山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例 山陽小野田市勤労青少年ホーム条例(平成17年山陽小野田市条例第133 号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の山陽小野田市 勤労青少年ホーム条例(平成17年山陽小野田市条例第133号)の規定に よりなされた小野田勤労青少年ホームに係る処分、手続その他の行為は、こ の条例による改正後の山陽小野田市公民館条例の規定によりなされた高千帆 公民館に係る処分、手続その他の行為とみなす。

(山陽小野田市公民館条例の一部改正)

3 山陽小野田市公民館条例(平成17年山陽小野田市条例第183号)の一部を次のように改正する。

別表高千帆公民館の項を次のように改める。

高千	区分		使用料 (1時間当たり)	
帆公	軽運動室	半面		100円
民館		全面		200円
	音楽室	個人		30円

団体			250円				
調理実習室	2 5 0 円						
会議室	2 5 0						
講義室		3 1 0 円					
和室		170円					
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。							
区分	使用料 (1時間当たり)						
	冷房		暖房				
音楽室	270円		160円				
調理実習室	270円		160円				
会議室	270円		160円				
講義室	270円		160円				
和室	1 (50円	110円				
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。							
区分	品名	単位	金額(1回につき)				
体育器具	バレーボール	1式	440円				
	バドミントン	1式	110円				
	卓球台	1式	110円				

議案第124号参考資料

山陽小野田市公民館条例新旧対照表(附則第3項関係)

	口物小野山中石氏组术例利山对忠敌(附则第 3 摄舆际)							
改正後					改正前			
別表(第	別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
種類	区分		使用料(1時間当たり)		種類	区分	使用料(1時間当たり)	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	
高千帆	区分		使用料(1時間当たり)		高千帆	山陽小野田市	勤労青少年ホーム条例(平成17	
公民館	民館 軽運動 半面		100円		公民館	年山陽小野田	市条例第133号) 別表第1の小	
	<u>室</u>	全面	200円			野田勤労青少	年ホーム欄、別表第2の小野田勤	
	音楽室 個人 団体 調理実習室		30円 250円 250円			労青少年ホー	ム欄及び別表第3の小野田勤労青	
						少年ホーム欄	に規定する額	
					(略)	(略)	(略)	
	会議室						_	
	講義室		310円					
	和室		170円					
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算し							
	て徴収する。							
	区分		使用料(1時間当たり)					
			<u>冷房</u>	暖房				
	音楽室 調理実習	宏	270円	160円				
	会議室	<u>王</u>	<u>270円</u> 270円	<u>160円</u> <u>160円</u>				
	講義室		270円	160円				
	<u> </u>		2101	T 0 0 1 1				

	和室	160円		110円		
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して					
	徴収する。					
	<u>区分</u>	<u>品名</u>	単位	<u>金額(1回</u> <u>につき)</u>		
	体育器具	<u>バレー</u> ボール	1式	440円		
		バドミ ントン	1式	110円		
		卓球台	1式	110円		
(略)	(略)		(略)			